

業務方法書の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行	備 考
<p>(基金転入者に係る納付金)</p> <p>第6条の3 <u>< 削除 ></u></p> <p>第7条～ [略]</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>変更後の業務方法書は、平成31年度上期の基金間移動から適用する。</p>	<p>(基金転入者に係る納付金)</p> <p>第6条の3 <u>前条のただし書きによる、他基金からあらたに加入しようとする基金転入者は、移動前に加入していた基金の年間契約数量より、当基金に加入する年間契約数量が増加した場合は、その増加分について前条に基づき積立金を別途納付しなければならない。</u></p> <p>第7条～ [略]</p>	<p>継続加入者で契約数量を増加する生産者からは、別途納付金を徴収しないのに対して、基金間移動による転入者で契約数量を増加する生産者からは別途納付金を徴収するのは、公平でない為、徴収を取りやめる。</p>

業務方法書の一部変更新旧対照表

変 更 後	現 行	備 考
<p>配合飼料価格差補てん契約に係る基金間移動に関する細則</p> <p>第1 移動の条件</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 <u><削除></u></p> <p>第2 [略]</p> <p>附則 1～5 [略]</p> <p>6 <u>この細則の変更は、平成31年度上期の基金間移動から適用する。</u></p>	<p>配合飼料価格差補てん契約に係る基金間移動に関する細則</p> <p>第1 移動の条件</p> <p>1～5 [略]</p> <p>6 <u>第1四半期からの基金間移動の場合の別途納付金の対象数量は、転出元と契約した前年度契約数量（前年度の第3四半期にも基金間移動を行っている場合は、第1及び第2四半期の転出元との契約数量を加算）より転入先と契約する当該年度数量が増加した場合、その増加数量とするものとする。</u></p> <p>第2 [略]</p> <p>附則 1～5 [略]</p>	<p>継続加入者で契約数量を増加する生産者からは、別途納付金を徴収しないのに対して、基金間移動による転入者で契約数量を増加する生産者からは別途納付金を徴収するのは、公平でない為、徴収を取りやめる。</p>